

現段階におけるロシア連邦の土地所有制度についての一考察

—新民法典第一部における土地私有制度—

小原剛

目次

はじめに

1 一九九一年土地法典の解体過程

- ① 九一年土地法典における土地所有権の基本的特徴
- ② 大統領令による土地法典解体の端緒…法人の土地私有の承認
- ③ 大統領令による九一年土地法典の事実上の無効化

2 新民法典における土地所有権と土地物権

- ① 土地所有権主体の変化
- ② 土地所有権の内容・対象
- ③ 土地に対する所有権以外の物権
- ④ 利用義務違反等を理由とする土地所有権の制限および土地収用

3 土地所有権をめぐるロシア法学者の見解と対立

- ① ロシア連邦新土地法典案に対する法学者の諸見解
- ② 土地法令と民事法令の相互関係論についての若干の補足

むすびにかえて

はじめに

ロシア連邦における土地の私的所有権の形成過程は、これまでに三つの段階を経てきているといえる。第一段階は、ソ連基本土地法の制定(九〇年二月)⁽¹⁾であり、第二段階は、ロシア連邦土地法典の制定(九一年四月)⁽²⁾である。第三段階は、言うまでもなく、ロシア連邦民法典第一部の採択と施行である。⁽³⁾民法典第一部は、九五年一月一日に第一七節「土地に対する所有権その他の物権」をのぞいて施行された。第一七節は、新しい土地法典が成立するまで、保留されたのであるが、その制定が予定されている土地法典案は、九五年七月十四日に第一読会を通過し、さらに第二読会で、新土地法典が、採択されたという報道もある。⁽⁵⁾第三段階が、ロシアにおける土地の私的所有権形成の最終段階となるのか、新しい土地法典の採択によって、第四段階に移行(逆行)するのかは、今後の政治過程の進行状況にかかるといえよう。

この段階区分については、改革派の一員と見られる土地法学者のイ・イコニツカヤのかつての論文における三段階論が念頭にある。⁽⁶⁾イコニツカヤによれば、土地市場は、市場経済の構成部分であって、土地の所有関係の規制は、全体としての市場経済の発展と厳密に合致して段階的に行わなければならない。彼女の第一段階は、九一年土地法典の採択による「国家所有と集団所有(共有と合有)を含む市民所有の確定」によって実現されているとする。第二段階——この論文の発表時期(九一年六月)から見て将来のこととに属する時期——では、新しいロシア・ソビエト連邦社会主義

共和国憲法の採択のもとで土地所有の二つの形態、つまり国有と私有とを残すべきだとする。そしてこの私有とは、市民の個人所有のみであって、「土地の持分のある集団所有」は、意味がないとしており、法人の所有もまた含まれていない。この段階では、一定の国家機関の監督のもとに土地の売却その他の土地取引が許されるとしている。そして全体としての市場経済に規定される第三段階では、「国民経済のすべての分野において、法人の土地所有権を定めることができ、かくして完璧な土地市場が形成される」としている。

イコニツカヤと筆者の段階区分における相違は、一つには、ペレストロイカ終焉までのソ連時代における土地所有の「脱国有化」（ソ連基本土地法）の意義を見るか、見ないかにある。二つは、イコニツカヤの段階論が、将来に向ける政策的期待であり、筆者の段階論は、議会制定法によって確定した法規範の跡づけであることにによる。ソ連基本土地法は、「社会主義」の枠内での土地改革として行われ、その後の土地私有化への道を切り開いたという側面を有するが、反面、土地私有化に反対する思想的、規範的根拠も提供しているということに注目したい。とくに、土地の「相続できる終身占有権」は、土地の私的所有権のアンチテーマとしての役割を果たしつづけている。

ところで筆者が第一段階とする九〇年一月に採択されたソ連基本土地法は、「土地改革の端緒」を開き、それは同時に、「土地に対する所有権の概念」を明記せず、土地に対する「国家所有権」を隠蔽する目的を果たしたと評価されている⁽⁷⁾。この法律は、農民経営などを行う市民に「相続できる終身占有権」によって土地を提供することを定めた（第二〇条）。法学者であるクラースノフは、九〇年ソ連基本土地法の発議者および作成者の一人であるアカデミー会員ヴェ・ア・チーホノフが、同法の成立後しばらくしてからこの法律について行つた次のような評価を紹介している⁽⁸⁾。

「基本法は、曖昧な形ではあるが、その氣がありさえすれば、我が国の社会的土地位度をラジカルに改革する基礎となることができる法的な前提を確定することに成功した。基本法は、事实上、ソ連における土地の脱国家化を宣言

した。土地に対する国有は、廃止された。法律によつて定められた市民のための土地の相続できる終身占有権は、土地の占有を土地の所有に近づけており、（ある一定の）筆者期間が満了したとき、土地を占有者の所有にすることができる、そうした条件と期間とを定めるべきである。」

つまり、チーホノフたちは、土地の私有化をめざす目的を、相続できる終身占有権という新しい法概念によつて曖昧化し、故意に、完全に明らかにしないことに成功したことで、当面満足したのであつた。したがつて「土地改革は、欺瞞から始まつた」と評される所以である。⁽⁹⁾

この後、ロシア連邦は、基本的にはこの法律の基本構想に沿つて土地法典を制定する筈であった。しかし実際には、ソ連基本土地法と合致しない法典案が準備され、土地に対する市民の私的所有が導入された。「これはロシアの立法と連邦の立法との法律戦争の幕開けである最初の行動の一つであつた」と言われる。⁽¹⁰⁾

ところで、この九一年土地法典は、これに先立つ九〇年末における左右の激しい対立の中で成立した二つの農業・土地改革立法とともに、農業改革を旗印に掲げ、農民経営の長に土地所有権を与えることを目的とするものであつた。⁽¹¹⁾ この時以降、農業・土地改革を標榜しながら、農民経営の創設、コルホーズ等の解体による農民経営のための土地の確保などの政策が行われたが、その後の経過を見る限り、農業改革は、（資本主義的な）土地私有化への隠れ蓑であり、九一年土地法典は、その道具の一つにすぎなかつたといえよう。⁽¹²⁾ 九一年土地法典を、ロシアにおける土地私有化の第二段階と見るならば、その後事態は、第三段階とすべきロシア連邦民法典の制定へと動いていく。

脱社会主義化・市場経済化をめざすロシア連邦において、民法典第一部物権篇に規範化された土地所有権は、ロシアにおける近代的な土地の私的所有権形成への第一歩と見ることができよう。それが「第一歩」である所以は、第一に、民法典における土地所有権が、九一年土地法典の構成から完全に離陸していないこと、つまり社会主義時代の母

班を残していることであり、第二に、新旧の勢力の対立によって早晚、歴史的産物になる可能性をはらんでいる」とある。したがつて本稿では、新民法典における土地所有権および土地物権の法的性格を、この民法典が準備された過程としての九一年土地法典の解体過程および九一年土地法典における土地所有権の性格と対比して検討し、あわせて民法典の「対立物」として扱われている新土地法典案をめぐる法学者の見解を検討することにしている。

- (1) 土地に関するソ連および連邦構成共和国基本法（九〇年二月一八日採択。以下「ソ連基本土地法」という。）『ソ連人民代議員ソビエト大会および最高会議公報』九〇年第一〇号。『日ソ経済調査資料』第六九六号（九〇年五月）に小原剛による全訳がある。なお、この法律の制定をめぐる政治的対抗関係、この法律によって創出された「相続できる終身占有」については、藤田勇「旧ソ連における土地改革(1)』『神奈川法学』第三〇巻第一号（九五年）において詳しく述べられている。
- (2) ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国土地法典（九一年四月二五日制定。以下「九一年土地法典」という。）『ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会および最高会議公報』九一年第二二号、『名古屋大学法政論集』第一五八号（九四年一〇月）および第一六一号（九五年七月）に小原剛による全訳がある。
- (3) ロシア連邦民法典第一部（九五年一月一日施行。以下「新民法典」という。）『ロシア連邦法令集』九四年第三三二号。『ロシア研究』別冊4（九五年一月）に全訳がある。本稿における引用は、基本的には、この全訳によるが、一部修正している場合がある。
- (4) 『ソビエト・ロシア』九五年七月一五日、第八三号は、「法案に賛成したのは、一三〇人の代議員 反対四三、保留が五である」と報じている。
- (5) 『ロシア新聞』九六年四月一九日、第七五号の「種まきは、土地再分割から始まつた」という記事は、国会の第一読会で土地法典が採択されたことを報じているが、いつどのように採択されたかについては、ふれていない。また、『プラウダ・ロシア』九六年六月六日、第一一〇号では、ロシア連邦共産党フラクション・コーディネーター、オ・シェンカリヨーフ署名の「法律は、みんな

- (12) にとつて共通である」という記事の中に、「三月二三日、代議員は、土地法典を採択した。それによれば、別荘(ダーチャ)、果樹園、付属地に対する私的所有は許され、農業用の土地は、相続できる終身占有ができる、：共産党、農業党、『人民権力』グループおよびロシア自由民主党は、法典に賛成した。ヤブリンスキイを含む『ヤーブラコ』の代議員(四六人中)四四人、『我が家』の(六六の中)六一人、『ロシア地方』からの二〇人は、法典に反対した」という記述が見える。
- (11) イ・イコニツカヤ「土地の私的所有について」『ソビエト国家と法』九一年六月号、四七頁。
- (10) エヌ・イ・クーラースノフ「現代ロシアにおける土地改革と土地法」『国家と法』九三年一二月号、三頁。当時、クーラースノフは、ロシア科学アカデミー国家と法研究所主任研究員、法学博士、教授であった。
- (9) 同前、四頁。
- (8) 同前、四頁。
- (7) 同前、四頁。
- (6) エヌ・イ・クーラースノフ「現代ロシアにおける土地改革と土地法」『国家と法』九三年一二月号、三頁。当時、クーラースノフは、ロシア科学アカデミー国家と法研究所主任研究員、法学博士、教授であった。
- (5) 同前、六頁。
- (4) このときの農業・土地改革立法は、次のように一月下旬に成立したものが、ロシア共産党を中心とする勢力の土地私有化反対の巻き返しにより、同年の一二月に改正され、私有という言葉が削除されることになった。この間の経緯については、次の文献を参照されたい。小原剛「ロシア連邦の農民経営とその所有の性格」『名古屋大学法政論集』第一四四号(九一年一二月)、三三二〇～三三三頁。土地改革に関するロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法(以下「土地改革法」という)は、最初九〇年一二月二三日に採択され(ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会および最高会議公報)九〇年第二六号に掲載)、同年一二月二七日改正されている(同公報九一年第一号に掲載)。「農民(農場)経営に関する」ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法(以下「農民経営法」という)は、最初九〇年一二月二三日に採択され(ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会および最高会議公報)九〇年第二六号に掲載)、同年一二月二七日改正されている(同公報九一年第一号に掲載)。
- (3) クラースノフは、前掲論文一〇頁で「ロシアに土地に対する市民の私的所有が導入された時、何よりも個人農民経営の導入の

ために必要ということで根拠づけられた」と述べている。

1 一九九一年土地法典の解体過程

九年土地法典の解体過程は、複数の道筋がさまざまに絡み合って、進行してきたことができる。新民法典を制定する動きと、新土地法令（当初はロシア連邦基本土地法の形態で、のち土地法典の形態で）を制定する動きとは、同じ時期に平行して進んできたが、民法典第一部は、いち早く九四年一〇月二日に採択されて、九五年一月一日には第一七節をのぞいて施行されている。他方、新しい土地法令については、「すでに九二年には、ロシア連邦基本土地法案が準備されており、九三年六月にロシア連邦最高会議で採択されたが、大統領が署名しなかつた」という。「基本土地法⁽²⁾が、いつ、なぜ「土地法典」に移行したかは不明であるが、九四年四月の段階で、「土地法典」についての報道が見える⁽³⁾。この後何度も新聞報道などに「土地法典」案が、議会に出され、否決されたという記事が見える⁽⁴⁾。結局、はじめにもふれたように、新しい土地法典は、九五年七月一四日、下院の第一読会で採択され、さらに九六年三月二二日に下院で採択され、連邦院にまわされたが、連邦院では否決され、再度の下院における票決で必要な票数が得られなかつたことを、九六年七月初旬の衛星放送が報じていた。したがつて現在、まだその帰趨は定まっていないといえよう。

民法典と土地法典とは、複雑に絡み合い、対抗しながら立法過程を進んでいくのであるが、これは同時に、九一年土地法典の解体過程でもあり、その直接の解体作業は、大統領令によって行われ、それは早くも土地法典が制定された九一年に始まる。しかもこの解体作業は、基本的には新民法典制定への道ならとしての意義をもつていた。

① 九一年土地法典における土地所有権の基本的特徴

九一年土地法典における土地所有権の基本的性格については、すでに拙稿で述べたことがあるので、詳細はそれに譲ることにして、ここでは、この法典にあらわれている土地所有権の基本的な特徴のみを、簡単にふれることにしたい。⁽⁵⁾

この法典の第三条第三項は、「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国(以下「ロシア連邦共和国」という。)において土地は、国有、市民の所有および(または)市民の集団所有とする」とし、同条第四項は、土地の所有者となることができるものとして、「ロシア連邦およびこれに加入する共和国に代表される国、市民、コルホーズその他の協同組合農業企業の集団およびソホーツその他国有農業企業を基礎として設立されたものを含む株式会社の集団」をあげている。つまりここでは、個々の市民の所有が主体であつて、コルホーズその他の協同組合農業企業や、ソホーツその他国有企业を基礎として設立された株式会社のような法人は、それ自体として所有者となることはできず、それらの構成員である市民の集団が土地を所有できるとしている。

しかし、第六九条の規定は、この規定と矛盾している。同条は、「コルホーズ、農業協同組合および株式会社」が所有のために土地を受け取ることを規定している。こうした矛盾は、ロシアの法律では必ずしも珍しくないのであって、この規定についてエヌ・イ・クラースノフは、「これは単に宣言的規範であつて、所有権に基づいて土地を受け取ったコルホーズは、一つもなかつた」といつている。⁽⁶⁾またイコニツカヤは、この点について「残念ながらここには、ロシアの議員の不十分な法的プロフェシヨナリズムが反映されており、そして結果的に、コルホーズのメンバーである市民の集団所有が、法人としてのコルホーズの所有と同一視されている。」といつて、法人としてのコルホーズの土

地所有を否定している。⁽⁷⁾ いすれにせよ九一年土地法典は、法人そのものの土地所有権を基本的には認めておらず、その法人（しかも、農業目的の法人に限定して）の従業員の集団所有として認める形をとった。これが、第一の特徴である。

第二の特徴としてあげることができるのは、「市民の所有」は基本的に農業目的に限られるということである。第七条第一項は、市民の所有として土地を取得できる場合として、農民（農場）経営を行う場合、市、町および村居住地における個人住宅建設および個人副業經營を行う場合、加えて果樹園、菜園、畜産その他農業生産に関連する目的の場合をあげている。なお、この項は、上記の場合に、市民は、「自分の選択によって、土地を所有、相続できる終身占有またはリースのために取得する権利を有する」とのべ、土地の取得を権利として構成している。さらに同条第四項および第五項は、土地を無償または有償で引き渡す場合を定め、また第二項は、「個人的または集団的別荘建設、集團的および個人的ガレージ建設ならびに企業活動その他法律で禁止されていない目的」の場合に、相続できる終身占有またはリースによって土地を引き渡すことを定め、市民の所有を認めていない。したがつて「市民の所有」は、一部個人住宅建設の場合も含んでいるが、基本的には農業振興にかかる場合に認めているといえよう。

第三の特徴は、「市民の所有」のものにある土地の利用権に対し、重大な制限があることである。第三九条および第四〇条は、そのことにふれているが、特徴的なものをあげると、次のような場合に、土地の所有権は消滅するつまり、「目的用途外の土地利用」、「地力の低下および生態学的状況の悪化をもたらす方法による土地利用」、「農業生産に供与された土地の一年間にわたる不利用」などである。「悪い利用」は、国による土地収用の理由となるのである。

第四の特徴は、土地の处分権に対する制限である。第五二条第一項は、所有者の権利として、国に譲渡（地方人民代議員ソビエトへの売却および土地銀行への抵当差入れ）することを定めている（第八号）。また農民經營の財産の所

有権が移転した場合、土地の所有権は、関係の人民代議員ソビエトがその土地を収用（買収）して、農民経営の財産の新しい所有者に引き渡すことになっている。つまり土地の所有権は、市民間では動かないものとして構成されている。相続についても、農業目的を守るための重大な制限がある。

九一年土地法典における土地所有権、とくに市民の土地所有権の基本的特徴は、以上のようなものである。一口でいえば、利用と固く結びついた所有であって、利用を離れては成立しえない所有である。

② 大統領令による土地法典解体の端緒・法人の土地私有の承認

九二年三月二五日付ロシア連邦大統領令「国有および公有企業の私有化の場合の市民および法人への土地の売却について」（以下「九二・三・二五大統領令」という。）は、わずか二十数行の大統領令であるが、「一九九二年度ロシア連邦における国・公有企業私有化計画基本規程」にもとづく国・公有企業私有化の場合ならびに当該企業の施設の拡張および追加的建設の場合には、土地のリースとならんでこれを所有のために取得する権利を市民および法人に与える。」とその第一条に規定している。さらに第一条では、「企業活動のために市民および法人に供与される土地は、当該の者の希望により、その者に所有のために売却できることを定める」となっている。⁽⁸⁾

オ・イ・クラーソフは、「現在土地法令は、主として具体的な自然人——市民に属する私的所有の概念に立脚している」として、九一年土地法典の第七条の規定を引用している。⁽⁹⁾この第七条における市民個人に限定するという特徴に加えて、基本的に農業に限定するという特徴については、すでに①で述べたとおりである。九二・三・二五大統領令は、この時期における土地改革の方向＝集団農場の解体・個人農の育成、農業重視の土地政策の追求に逆行するも

のであつたと見ることができる。

この九二・三・二五大統領令をさらに一歩進めているのは、九二年六月一四日付ロシア連邦大統領令「国・公有企業の私有化に該当する企業の拡大および追加的建設にさいしての土地の売却ならびに企業活動のための市民およびその結合体への供与の手続の承認について」である。⁽¹⁰⁾ この大統領令は、国・公有企業の私有化にかかる企業などが、その企業を拡大したり、建物を増築する場合にも土地を売却することを認めるだけでなく、外国人や外国法人にまで土地の所有権を認めているのである。六月一四日付大統領令の第三条は、「この手続規定にもとづいて、土地の購入者となることができる者は、『ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国における國・公有企業の私有化に関する』ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法にもとづいて購入者として認められる、外国人および外国法人を含むすべての法人および自然人ならびに無国籍者である」と定めている。

大統領が、このように現行法を改廃できる権限を得たのは、九一年一一月一日付ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会決定「経済改革の法的保障について」⁽¹¹⁾であつて、これは、ロシア連邦大統領にフリーハンドと言つてよいほどの巨大な権限を与えていた。外国法人を含む法人に土地所有権を与えることの当否は別にして、このような大統領の独裁的権限によつて、議会制定法である九一年土地法典を形骸化してきたことを記憶しておく必要がある。ロシアの法学者でこれを厳しく批判しているのは、今のところクラースノフ一人のようである。

③ 大統領令による九一年土地法典の事実上の無効化

九三年一〇月四日、最高会議ビルに対しロシア軍の戦車による砲撃が行われ、そこに立てこもつていた反大統領

派は屈服した。これ自身暴力による立憲制度の蹂躪であるが、実際には、これに先立つて立法機関に対する宣戦布告が大統領令によつてなされている。それは、九三年九月二一日付ロシア連邦大統領令「ロシア連邦における段階的憲法改革について」⁽¹²⁾であり、これについては、杉浦一孝の訳およびコメントがある。⁽¹³⁾ 杉浦は、そのコメントの中で「大統領側がいくら民主主義や自由を標榜しようとも、これは、大統領側による事実上のクーデターであり、ロシア連邦における『憲法危機』（権力危機）または『二重権力状態』」は、さしあたり、人民主権を基本原理とする憲法にもとづく政治という意味での『立憲主義』を否定することによって決着をつけられることになった」といつている。

大統領令による宣戦布告（九三・九・二二）、立法機関への砲撃、しかるのちに自らを立法者とする大統領令「ロシア連邦における段階的憲法改革の時期における法的規制について」を九三年一〇月七日付で公布し、ロシア連邦大統領は、広範な範囲の問題について巨大な権限を手に入れ⁽¹⁴⁾。少し長いが、その第一条を引用しておきたい。「ロシア連邦連邦院の活動開始まで、ロシア連邦人民代議員ソビエト大会および最高会議の権限であるロシア連邦共和国予算、連邦税および料金、銀行、対外経済および投資業務、外貨会計および関税規制、通貨発行、土地改革、所有なりびに連邦国家業務および生活保護の問題に関する法的規制は、ロシア連邦大統領が行う。上記の問題に関する法的規制は、ロシア連邦大統領令の形式により公布される法令でもって行う。」と述べている。

ア 不動産概念の導入・土地取引の自由化

こうして手に入れた巨大な権限にもとづいて行つた土地法令の実質的改正は、九三年一〇月二七日付ロシア連邦大統領令「ロシアにおける土地関係の規制および農業改革の発展について」による不動産概念の導入と土地取引の自由化である。⁽¹⁴⁾ その第一条でまず「土地および土地に定着するすべてのものは、不動産である」と不動産概念を規定し、同条

で引き続き「土地に関する法律行為の実行は、土地法令、森林法令、自然保護法令その他の特別法令およびこの大統領令を考慮して、民事法令が規制する」と述べている。土地を不動産とすることは、第二条において土地に関する一切の法律行為の自由を認めていることと考えあわせると、土地を基本的には特別の自然対象とすることをやめ、財産一般と同一視して、民法の規制のもとにおくことを意味するのである。上記の「土地法令…を考慮して」という付言が、民法との相互関係の問題として法学者の間の議論の対象となり、土地取引自由化についての賛否両論のそれぞれの論拠とされている。

ここでとくに重大なことは、この大統領令もまた考慮することとしていることである。この時すでに、民法典案が公表されており、これに対する牽制が考慮されていたのである。⁽¹⁵⁾ ちなみに民法典案の第二〇九条（土地に対する私的所有）は、私的所有を市民の所有と法人の所有とにわけ、市民については「農業その他の生産、当該市民に属する住宅その他の建物の建設、その他法律に定める目的のために、所有権にもとづいて土地を所持することができる」とし、法人については、具体的な目的制限を設げず、広範な自由を認めている。制定された民法典は、土地所有権の取得について基本的には、市民と法人の区別を設けていない。

九四・五クラーソフ論文は、この大統領令の第二条が土地取引の全面的な自由化を認めていることを批判している。彼は、処分の権限なくして完璧な所有権とはいえないことを認めながらも、自然物であり、労働対象であるという特殊な財産としての土地に対する所有権の民法的構成の単純な適用には、解決すべき前提条件があるとしている。それは、土地投機の予防と社会にとつてもつとも価値のある土地、すなわち農業用地の保護であるという。

クラースノフもまた、この第二条を問題にしている。この土地に関する法律行為の全面的な自由化を定めた規定が、「当時有効であった憲法および土地法典で定められ、当時存在した制限期間、つまり土地取得の時から計算して、

土地売却が制限される期間」を廃止したことを、九三年九月二二日付大統領令第一条中段が「ロシア連邦憲法ならびにロシア連邦およびその構成主体の法令は、この大統領令に反しない部分について引き続き効力を有する」としているのを引用して違法な廃止であると非難している。⁽¹⁷⁾このクラースノフの論文が掲載された『国家と法』の同じ号に掲載されているア・ゴリチエンコフとオ・コーヴズリー(共著)の論文では、九三年一〇月二七日付大統領令に対して一定の支持をしているように思われる。⁽¹⁸⁾すなわち、現行の基本的な土地法令である九一年土地法典は、九〇年に立案されたので、その当時存在した政治的、経済的および法的システムを対象とせざるを得なかつた(つまり改革に反対する勢力との妥協や、国民の感情を考慮して中途半端な規定になつたというのであろう)(筆者)ので、(改革、つまり資本主義化の進展によつて法令の内容が)実質的に廃れたが、その後、土地改革の加速化および深化が進み、これに関連する関係の大部を大統領令によつて調整せざるを得なかつたとする。

クラースノフは、大統領令の非民主性をきわめて歎切れよく批判しているが、改革派とみなされるゴリチエンコフなどは、非民主的大統領令をやむを得ないものとして、現状を追認している。

イ 大統領令による九一年土地法典の無効化

九三年一二月二四日付ロシア連邦大統領令「ロシア連邦憲法の改正にもとづくロシア連邦土地法令の整序について」⁽¹⁹⁾は、九一年土地法典という法律を、法律によらず事実上無効にした。これには、クラースノフの厳しい批判がある。

クラースノフは、前述の九四年七月論文において九三年一〇月二七日付大統領令第二条の土地取引の自由化の批判に引き続いて、この大統領令は、土地法令の破壊のはじまりにすぎないとした上で、一二月二四日付大統領令が「(名称でその目的が簡潔に表明されているように)現行ロシア連邦憲法にもとづく土地法令のなんらかの規範を引用する

ことなく、単にロシア連邦土地法典の条項の半分（一二七箇条中六二箇条をそれぞれ全部または部分的に）を廢止し、民法典のための規範的空間を清掃した」と言つてゐる。²⁰⁾

クラーソフは、この大統領令が、土地法典のほとんど半分を破棄し、「土地法典は大いに時代遅れとなつた。」とする。彼によれば、九一年土地法典の規定の多くは、新憲法と矛盾しているが、しかし、無効とされた九一年土地法典の一連の規範は、合理的な土地利用、その保護を保障する目的を追求したし、それらは、土地の私的所有の規制の賢明な制限と同時に、この私的所有の権利の保護を保障するための条件の創出を定めていた。これらの規範は、私的所有の規制の社会的に妥当な性格の原則の眞の具象化であると評価し、その例として、九一年土地法典の四、五、三九、九七の各条をあげている。²¹⁾ つづけて九三年一二月一四日付大統領令が、土地関係の規制の分野において、複合化されたネガティブな社会的、経済的および生態学的結果を生み出すような法的空白の発生を助けていると批判する。しかしクラーソフの批判は、クラースノフと違つて、法的手続の不适当性そのものには向けられていない。

これに反して、ゴリチエンコフとコーディリーは、一二月一四日付大統領令を名指しすることなく、先に述べたように、肯定的とも見える態度をとつてゐる。また、改革派と思われるイコニツカヤたちは、一二月一四日付大統領令が、九一年土地法典のおよそ半分を無効にしたことについて、結局、土地関係の法的規制が時代遅れとなり、欠陥だらけで、矛盾し、不明瞭になつたので、新土地法典の鋭い必要性が生じたと言つが、批判はない。²²⁾ この一二月一四日の大統領令に対する態度は、新民法典および新土地法典に対する態度に対応する。

この大統領令で何を残し、何を切り捨てたのかを検討することは、この時期における経済改革推進派とその反対派との間のせめぎ合いを考察する上で、有意義と思われる。ここでは、その主な点についてふれておきたい。

第一編「総則」の五一箇条のうち削除されたのは、三〇箇条と、数項であり、これを章別に見ると、第一章「基本規

程」は、その一四箇条のうち土地法令の任務について規定している第一条以外の一三箇条が削除されている。これらの条項は、土地の所有形態、市民が自らの選択権にもとづいて土地を所有、相続できる終身占有のために取得できる場合と権利（九年土地法典第七条は、市民が農民経営などのために土地を取得することを権利として構成している）、集団所有その他土地に対する各種の権利形態やそれらの権利にもとづく土地の供与など、この土地法典の根幹というべき規定であって、それが削除されているのである。第一章「土地関係規制部門におけるロシア連邦共和国、これに加入する共和国およびソ連の権限」の三箇条全部、第三章「土地関係規制部門における地方人民代議員ソビエトの権限」については五箇条全部、第四章「土地の収用、供与およびリースのための引き渡し」は、その五箇条のうち、収用等の権限を有する機関を規定した第二三条の一箇条のみを無効としている。これは第二章および第三章の削除と関係があるのであろう。第五章「土地の収用および供与の手続」は、一一箇条のうち、二箇条と二項が削除されているが、手続の基本部分は、残されている。これには、市民個人に所有または相続できる終身占有として供与される面積の最高基準を定める規定（第三六条）が含まれている。第六章「土地の対する権利の消滅」の六箇条のうち、四箇条と一項が削除されている。権利消滅事由の基本部分が削られている。第七章「現地調査作業のための土地利用」は削除がなく、第八章「土地税、土地のリース料および所有のための土地の取得の支払」の五箇条のうち、一箇条が削除されている。

このあと土地に対する権利者の権利と義務、その保護を定めた第二編は、削除がなく、第三編「農業用途地」の四章一四箇条は、四箇条が削除されている。この中味を見ると、農民（農場）経営の財産の移転に伴う土地に対する権利の移転を規定した第六三条、個人副業経営などを行うための土地の相続に関する第六五条、第六七条、コルホーズなどの土地について定めた第六九条である。

第四編ないし第一五編の五八箇条については、手はふれられていない。

以上から一二月二四日付大統領令の基本的なねらいは、従来からのロシアにおける用語法による「土地関係」の規制のうち、土地の「所有関係」または「権利関係」に関する部分を土地法典からはずして、それを民法典の対象にするということである。「土地関係」という用語には、所有権や永久利用権などにもとづいて市民または法人のもとにある土地の利用の仕方が悪い場合などに、市民や法人のもとから収用する関係を含んでいる。新しい民法典は、この部分について九一年土地法典の基本的な内容を引きついでおり、そのことは次項に見るとおりである。したがつてこれは、土地法典を、農業用地の保護、農民的利用の確保などを含む、土地の用途指定、地帯区分など国土利用に関する内容や手続規定に限定しようとしていることにつながる。

(1) エヌ・イ・クラースノフ「ロシア連邦土地法典案への論評」『国家と法』九五年一月号、九九頁。

(2) 『ロシア新聞』九四年四月二三日は、イリーナ・トカリヨウバの名で「ロシア連邦政府付置農業政策に関する協議会のメンバーが土地法典案を討議した」とことを報じている。

(3) ユーリー・サービン「ロシアの国会にて」「農村生活」九四年七月九日。ライサ・クバノーバ他「国会にて、土地法典は、再び否決された」同九五年三月二五日。ユーリー・カルミコーフ（国会議員）「反目的法典・土地問題は政治と法の間を二分している」ロシア新聞九五年五月五日。

(4) オムリーという電子メールによれば、六月二六日に上院は、土地法典案を否決し、回付された下院は、七月一二日にこれを採決することに失敗したというテレビ報道があつたことを伝えている。

(5) 小原剛訳「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国土地法典」『名古屋大学法政論集』第一六一號（九五年七月）の「解題」において述べた。

- (6) クラースノフ前掲「現代ロシアにおける土地改革と土地法」五頁。なお藤田は、前掲四〇頁で、この相矛盾する条項を立法における誤りとせずに、統一的に解釈することを試みている。
- (7) イコニツカヤ前掲。
- (8) 『ロシア連邦人民代議員ソビエト大会および最高会議公報』九二年第一四号。
- (9) オ・イ・クラーノフ(法博、教授)「土地の私的所有についての法令発展の展望」「國家と法」九四年五月号(以下「九四・五クラー」)
- (10) ソフ論文」という)六四頁。
- (11) 『ロシア連邦人民代議員ソビエト大会および最高会議公報』九一年第二五号
- (12) 「ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会および最高会議公報」九一年第四四号。九一年一月一日付ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国人民代議員ソビエト大会決定「経済改革の法的保障について」は、その第三項で次のように規定している。「経済改革の過程の効率的な規制のために公布され、および現行のロシア・ソビエト連邦社会主義共和国法に反する。銀行、取引所、外貨会計、対外経済、投資および税関の諸業務、予算、価格形成、課税、所有、土地改革、雇用ならびに執行機関の権限、手続、編成および活動の諸問題に関するロシア・ソビエト連邦社会主義共和国大統領令案は、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国大統領によって、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議またはその会期と会期の間は、同幹部会に提出する。ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議または同幹部会が、七日以内に当該大統領令案を拒否しなかつた場合には、当該大統領令は、効力を発する。大統領令案を拒否した場合には、ロシア・ソビエト連邦社会主義共和国最高会議は、十日以内にこれをロシア・ソビエト連邦社会主義共和国大統領の提案した法律案として審議する。」
- (13) 『ロシア連邦大統領および政府法令集』九三年第三九号。杉浦一孝訳(資料)「ロシア連邦における段階的憲法改革について」の大統領令「ロシア通報」一九九三年九月二二日付)』『社会主義法のうごき』第六五号(九三年一〇月)。
- (14) 『ロシア連邦大統領および政府法令集』九三年第四四号。これには、森下敏男の訳「社会主義法のうごき」第六七号(九三年一二月)

がある。

「ロシア連邦民法典案（九三年七月）」「ソビエト司法」九三年第二二・二二合併号（一月）。

クラーソフ前掲六頁。

(15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) エヌ・イ・クラースノフ「市場経済への過渡期における土地法と民事法との相互関係」「国家と法」九四年七月号、五六頁。なお、引用した大統領令の訳は、前掲杉浦訳による。

ア・カ・ゴリチエンコフ、オ・エム・コーヴリー「土地についての連邦法の概念」「国家と法」九四年七月号、六二頁。

『ロシア連邦大統領および政府法令集』九三年第五二号。

クラースノフ前掲五六頁。

クラーソフ前掲六三頁を参照。引用されている土地法典の第四条は、ロシア連邦の土地を目的用途別に分類することと、その類別の名称と構成を定め、第五条では、その類別を決定し、変更することについて権限のある機関が行うこととを定めている。第三九条は、土地所有権等の消滅の原則を規定し、第九七条は、土地の収用またはその一時的占拠ならびに土地所有者等の権利の制限によってもたらした損害の賠償責任について定めている。第九七条は、私的所有権の保護の側面があるが、他の各条は、全体として私的所有権の制限につながる規定である。

ゲ・エス・パシマーコフ、エ・エス・ベリヤーエバ、イ・ア・イコニツカヤ「新土地法令の現在の問題点（ロシア連邦土地法典案の討論資料にもとづいて）」「国家と法」九五年八月号、三五頁。

2 新民法典第一部における土地所有権と土地物権

ロシア連邦民法典第一部（以下「民法典」という。）は、九四年一〇月二二日に下院で採択され、一部をのぞいて九五

年一月一日に施行された。三編二九節四五三箇条からなっている。第一編「総則」(第一条～第二〇八条)、第二編「所有権その他の物権」(第二〇九条～第三〇六条)および第三編「債権法総則」(第三〇七条～第四五三条)によって構成されている。第一編の物権編は、第一三節から第二〇節までの八節からなっているが、このうち第一七節の「土地に対する所有権その他の物権」(第二六〇条～第二八七条)が、この民法典の施行法第一三条によつて、新しく制定されるはずのロシア連邦土地法典の施行の日まで「凍結」されることになつた。⁽¹⁾しかし、これによつて土地所有権の基本的規定が全く凍結されてしまったと見ることは、早計である。

たとえばイエ・スハーノフは、「土地その他の天然資源に対する所有権の内容は、若干の特殊性をもつてゐる」として、第二〇九条第三項を引用しているが、これは、第二〇九条第一項および第二項では、所有者が自由に行使することのできる所有権の内容を規定しているが、同条第三項では、土地その他の天然資源に対する所有権行使の自由を制限していることをさしてゐる。第三項は、「土地その他の天然資源の占有、利用および処分は、第二二九条がその取引を認める範囲内において、環境に損害を与えず、かつ、他人の権利および法益を侵さない限り、その所有者が自由に行使できる」と規定している。⁽²⁾引き続いてスハーノフは、「土地および天然資源の所有者は、自然保護(生態学)的要請および禁止、当該物件の用途指定、これらの合理的利用に関する法律の要請、隣の利用者の権利および利益等々を考慮しなければならない」が、これは、「彼の所有権の制限ではなく、その内容のより正確な境界の設定であつて」、所有権は、「あらゆる場合に無制限ではあり得ない」としてゐる。物権編は、第二一二条において土地も含めた物一般に対する私的所有、国有、公有その他の所有形態を定め、第二二三条では、市民および法人の所有に属する財産の數量および価額を制限しない(第一条第二項の定める目的で法律により制限が設けられている場合をのぞく)ことを規定するなど、無制限とはいえないにしても、基本的に「自由な」所有権を定めている。

ところが第一七節「土地に対する所有権その他の物権」は、この民法典の総則編なり、物権編が認めている「自由な」所有権の内容を制限する規定が多い。この部分をのぞく民法典全体は、九五年一月一日に施行されたが、個々の市民や法人の不適切な、または違法な土地利用に対して制裁として行われる土地収用の規定などの他に、土地所有権の制限にかかるような規定の施行が保留されたのである。このことによつてどういう不便が生じるのかについては、スハーノフの叙述がある。⁽³⁾

以下、民法典第一部における土地所有権の考え方を、具体的な規定に則して、また九年土地法典と対比しながら素描することにする。その際、民法典の施行を延期された部分と九年土地法典の無効とされた部分を、強調文字で表して参考の便宜を図ることにしたい。

① 土地所有権主体の変化

九年土地法典第三条第三項では、「ロシア連邦共和国において土地は、国有、市民の所有および（または）市民の集団所有（合有または共有）とする」と定めていたが、民法典第二二二条第一項は、「ロシア連邦においては、私的所
有、国有、公有その他の所有形態を認める」とい、同条第二項は、「財産は、市民、法人、ロシア連邦、ロシア連邦構成主体および地方自治団体の所有に帰属させることができる」となつてゐる。すなわち、九年土地法典の「市民または市民の集団」の所有は、民法典の「市民、法人」の所有に、つまり「私的所有」に変化した。市民、それも一定の資格要件を必須条件とするロシア連邦市民の「個人所有」は、なんらの資格要件を付されない市民と法人の私的所有として登場することになった。

そして市民および法人は、前に述べたように、自己の所有に属する財産（土地）の数量（面積）および価額について、一定の場合をのぞいて、制限をうけることはない。一定の場合とは、第一条第二項に示される「憲法体制の原則、倫理および健康の保護、他人の権利および法律上の利益の保護ならびに国防および国家の安全保障」にとつて必要な場合をさしている。九一年土地法典の段階では、法典によつて所有権の内容を定めるのではなく、国がいかなる場合に誰に土地を引き渡すのかを定めているので、土地所有面積の上限を定める明文の規定はない。あるのは、農民（農場）経営等それぞれの目的について供与する土地の最高面積を定める権限を辺区、州、自治州および自治管区人民代議員ソビエトやロシア連邦に入する共和国に与える規定（第三六条）である。なお、この第三六条は、九三・一二・二四大統領令が無効としていることに注意しておこう。

本稿の「はじめに」で紹介したイコニツカヤの三段階論は、第一段階で、国有と私有（市民の個人所有）を実現し、第二段階で法人の土地所有権を定めることを主張していた。しかし、イコニツカヤの想定にかかわらず、現実の政治過程では、土地の私的所有の自由をうたつた新憲法（第三六条）の成立を待たず、九三・一〇・二七大統領令は、第二段階をとばして、第三段階を実現しようとした。この大統領令の基本的な内容は、民法典に上記のように定式化された。

② 土地所有権の内容、対象

民法典は、所有権の内容として、第二〇九条第一項で、「所有者には、自らの財産を占有し、利用しあおよび処分する権利が属する」と規定し、第三項で「土地その他の天然資源の占有、利用および処分は、第一二九条がその取引を認める範囲内において、環境に損害を与えた、かつ、他人の権利および法益を侵さない限り、その所有者が自由にこれ

を行う」と、第一項と基本的に同じ内容の規定をおいている。しかしここで引用されている第二二九条は、民事法上の権利の客体の取引可能性を規定したもので、財産取引全体にかかるものである。第一二二九条第三項において土地その他の天然資源については、「土地その他の天然資源に関する法律でその取引を認める範囲内」での取引という制限規定をおいている。つまり、この第三項によつて土地所有権に対する土地法令等の優先を認めている。そして第二〇九条は、第一二九条を引用することによって、第二二九条における財産一般の規定と土地に対する制限規定との関係を対応した形でとりこんでいるといえよう。

他方、保留されている第二六〇条「土地所有権に関する通則」の第一項は、土地所有者の处分権の内容について、当該の土地が法律にもとづいて取引関係から排除され、または取引関係において制限されていない限り、「これを「売却し、贈与し、担保に供し、賃貸し、その他の方法で処分すること(第二〇九条)ができる」と規定している。しかし、この通則の第一項が第二〇九条を引用していることは、第一二九条、第二〇九条における関係と平行した関係を示すものと考えられるが、第二〇九条の内容をさらに制限しているものとは考えにくい。なお、第二六〇条第二項が土地所有権の重大な制限をしていることに注意したい。これについては、「のちにふれることにする。

九年土地法典は、土地所有者の处分権について、きわめて限定的な権利を与えているだけであった。すなわち、その第五二条第一項第八号で、「國に譲渡（地方人民代議員ソビエトに売却および土地銀行に抵当に差入れ）すること、リースに引き渡すこと」を定めていた。

民法典は、土地所有権のおよぶ範囲として、第二六一条第一項で「土地の所有権は、法律に別段の定めのない限り、その土地の境界内にある土地表層（土壤層）、私水、土地上にある森林および植物に及ぶ」とし、第三項で「土地の所有者は、自らの判断により、この土地区画の地面上および地面下にあるすべての物を利用する権利を有する。ただし、

地下資源、上空その他に関する法律に別段の定めがある場合、および、他人の権利を侵害する場合には、この限りでない」と規定している。これに対して、九年土地法典は、第五二一条第一項で「土地所有者は、次の権利を有する」として、八号にわたり、権利を列挙している。その第一号は、「土地において自主的に経営すること」と定め、第二号で「経営の必要のために、当該土地に存在する一般に周知の有用鉱物、泥炭、森林用地、水施設および淡水の地下水を所定の手続によつて利用すること」と規定している。

九年土地法典では、土地の所有権のおよぶ範囲はもとより、所有権の定義すら明確とはいえない。ここでは、所有権行使の対象は、農業的利用の対象となる地表であつて、地下資源(稀少な鉱物は別)や森林用地などは、「経営の必要」のために、「所定」の手続で利用が許されるにすぎない。

③ 土地に対する所有権以外の物権

民法典は、土地所有権以外の土地物権として、土地の相続できる終身占有権、永久(無期限)利用権および地役権をあげている(第二一六条)。

土地の相続できる終身占有権は、国・公有地を市民に供与する形態の一つであつて、土地法令の定める事由と手続によって、市民は、この権利を取得する(民法典第二一六五条)。この権利が最初に登場したのは、九〇年のソ連基本土地法であつて、「はじめに」で述べたように「欺瞞」ともいわれるような、妥協の産物として登場した。この権利は、九年土地法典にも、この時新たに登場した市民の所有権とならんと存続した。

九年土地法典における相続できる終身占有は、必ずしも親から子への土地の相続を予定していない。農民経営の

継続性、農地の分散防止等を念頭に置いた制度といえよう。ソ連基本土地法制定の段階で、立法者の一部に、相続できる終身占有権が所有権に近い制度であり、いずれ所有権に転換しうる制度であるという期待があったとしても、九年土地法典における規範の枠組みは、所有権からほど遠いといわざるをえない。民法典第二六五条が言及している、今後制定される予定の土地法令が、どのような事由や手続によって相続できる終身占有権を取得できるとするかによつて、この権利の内容は、大きく変化するであろう。

しかしそれ以前に、民法典第二五七条（農民（農場）経営の所有）が定める規定によつて土地の相続できる終身占有権の内容は、すでに変化していると言わざるをえない。同条は、農民（農場）経営の財産が、経営構成員の合有であることを定め、この財産には土地もふくまれることを明言している。農民（農場）経営の土地が合有に属しているとすれば、一身専属的な相続できる終身占有権は、農民（農場）経営とは無縁の制度となろう。合有ということであれば、經營の長が死亡したとしても、經營財産の相続という事態は、生じないからである。ソ連基本土地法が端緒的にめざして、相続できる終身占有の形態での農民的 土地所有権への展望は、ストルイピン改革を連想させるが、民法典第二五七条の新たな規定は、二二一年土地法典（第六七条）のドボールを連想させる。⁽⁵⁾

土地の永久利用権は、土地の絶対的な国家所有の時代における制度であつて、基本的には、国有企業、コルホーズ等が直接の担い手であり、市民個人が利用する土地は、なんらかの団体を経由して受け取る仕組みになつていた。つまりこの段階では、市民個人は、国家から直接ではなく、企業や団体の土地の永久利用権を媒介として、ガレージ、別荘（ダーチャ）、菜園、果樹園などの土地を受け取つていいたのである。この場合、市民が利用していた土地、つまり事实上占有していた土地が、土地私有化の段階で市民の所有に移された可能性がある。それは、九一年土地法典の第七条第四項が土地を無償で市民に引き渡す場合として、果樹園、畜産を行う市民に対しても、「以前に供与したすべ

ての土地およびこの目的のために新たに供与する低位生産農業用地および障害地」を引き渡すものとしていることからうかがえる。しかいざれにせよ、土地改革以前の段階では、土地に関して国家と市民個人とが直接、関係を持つ制度的可能性はなかつたのである。

この権利は、九一年土地法典の段階でも、個人には関係がなかつた。コルホーズ、農業協同組合、株式会社、ソボーズその他の国有農業企業ならびに連邦構成共和国の法人および合弁企業をふくむ企業、施設および団体に対し、「無期限(永久)利用」(民法典とは表現の順序が違う)のために土地を供与する(第一二一条)ことになつてゐた。この場合、無期限(永久)利用「権」とは表現していないことに留意したい。

民法典において、土地の永久利用権は、物権として登場し、大きく性格を変えた(或いは、変える含みをもつようになった)。国有地を国有企業などに利用させることが依然として基本であるが、市民個人もまた、法人とならんでこの権利の担い手となることが定められた(第二六八条第一項)。また市民または法人も、この権利を他人に付与することができる可能性があり、第二七一条第一項後段は、「建物または建造物の所有者は、法律、国・公有に属する土地の供与に関する決定または契約に別段の定めがない限り、この不動産が所在している土地を永久的に利用する権利(第二六八条—第二七〇条)を有する」と述べてゐる。この建物等の所有者の土地に対する権利は、第二六八条ないし第二七〇条を引用していることから、土地の永久利用権類似の物権または永久利用権そのものと見てよいであろう。

第二七一条第二項後段の「土地所有权の移転は、不動産の所有者に帰属するこの土地の利用権の消滅または変動の原因とはならない」という規定は、建物の所有者の権利を保護するだけでなく、日本のように土地が単独に投機の対象となることを防ぐ可能性を与える。土地が投機の対象となりにくく要素を強めるものとして、第一六三条の規定が

ある。ここでは、土地所有者が自ら建物を建てたり、他人に建てるなどを許可したりする権利を認めるとともに、この権利の行使の条件として、「都市計画上および建築上の基準および規則ならびに土地の用途指定(第二六〇条第一項)に関する要件の順守」を要求している。このような規定の存在は、日本のような「計画なれば、建築自由」という放縱さではなく、「計画なれば、建築不自由」という節度ある土地政策の確立を促す可能性を与える。

地役権は、隣接地の徒歩および車両による通行、電力供給線、通信線およびパイプラインの敷設および利用、給水および土地改良の保障その他地役権の設定なしには保障されえない不動産所有者（土地の相続できる終身占有権者、永久利用権者も）の必要のために、設定できる（民法典第二七四条）。このような規定は、土地が全面的な国有のものとにある時代はもとより、九一年土地法典の段階にも必要がなかつたといえよう。九一年土地法典は、「送電線、通信線、道路、幹線パイプラインその他回線建造物の建設のためには、より高い質の土地の供与を行うことができる。これららの施設は、主として輪作地の通路または境界のある道路沿いに配置する」（第二七条第二項）としている。土地のかなりの部分が私有化される状況では、地役権を設定せざるをえないであろう。

④ 利用義務違反等を理由とする土地所有権の制限および土地収用

民法典第二六〇条第一項が、土地所有権の重大な制限を規定していることは、前述した。それは、農業用地など用途指定をされた土地について、指定用途外の利用を禁止する規定であつて、これは、第二八四条「指定用途に従う利用がなされていない土地の収用」、第二八五条「法令に違反して利用されている土地の収用」などの規定と相まって土地所有権の重大な制限として機能する規定である。この場合、利用義務は、指定された用途以外の利用をしない義務

と、指定用途にもとづいて利用する義務（不利用は、許されない）とを含んでいいる。

第二八四条は、農業生産なり、住宅等の建築のために用途を指定された土地を三年間（法律でより長い期間が定められている場合には、それによる）、当該の目的で利用しなかつた場合に、この土地を土地所有者から収用することを定めている。この三年間には、開発に要した期間や、自然災害等で指定用途にもとづく利用ができなかつた期間は、含まれない。第二八五条は、土地の利用が、土地法令に定める土地の合理的利用の規則に違反して行われ、とくに土地が、その指定用途に反して利用され、または農業用地の地力の大幅な低下もしくは生態学的環境の著しい悪化をもたらす場合には、この土地を所有者から収用することができるとしている。

このような規定は、九一年土地法典を引き継いでいる。指定用途以外の土地利用、地力の低下および生態学的環境の悪化をもたらす方法による土地利用、農業生産に供与された土地の一年間にわたる不利用などは、土地収用の理由となる第四〇条⁽⁶⁾。九一年土地法典は、さらに第二二五条で、詳細な行政罰と刑事罰とを規定している。そこでは、土地の肥沃層の損壊および滅失のような行為も処罰の対象となつていて、ところでこの精神は、一二二年土地法典にもさかのぼりうる。そこでは、正当な理由なく土地を農業的に利用しないで放置したり、地味を枯渴させる略奪的經營（とくに土地の割替を予想して手持ちの肥料を施すこと）を行つたりすることは、制裁の対象となつていた。しかし、この制裁は、現在より控えめで、一輪作期間（六～九年）の範囲内の土地利用権の剥奪である。おそらく土地共同体のもとでの、一定の輪作形態に制約された分与地での耕作は、個人の勝手な土地の不利用や恣意的な土地利用を許すわけにはいかなかつたであろう。つまり革命前における慣習が形を変えて今日再現されているといえよう。

民法典第一七節は、第二六〇条から第二八七条までの二八箇条のうち、約三分の一の九箇条（第二七九条ないし第

二八七条)が土地収用に関する規定である。つまり私法と公法とが同居している。ロシアにおいては、土地の不適切な利用は、私的自治の範囲の問題ではなく、公的な問題であり、国家の介入を許す問題なのである。ここには、住民の生活への官僚主義の恣意的な侵入を許す危険性が存在するが、他方、土地を粗暴な資本主義の蹂躪から守る可能性もはらんでいる。法学者のイエ・スハーノフは、民法典第一部においては、「私法的規制と財産流通に対する現代の要請を考慮して形成された国家的(公法的)介入の必要な枠との賢明な妥協に到達している」と述べている⁽⁷⁾。この「賢明な妥協」は、民法典、とくに第一七節に公法的要素を取り込むことによつて行われたのであるが、この場合、土地法令への委任は、極力手続規定などに限定する(第二七九条、第二八六条など、慎重な配慮がなされているよう)と思える。このことは、今後採択が予定されている土地法典による過度の規制を予防する意味があるのであろう。

民法典において土地の私的所有権は、質的に新しい段階に到達した。1の①で述べた九一年土地法典における土地所有権の四つの基本的特徴に対応させながら、民法典の基本的特徴を要約しておこう。それは第一に、自然人となるで、法人の所有権を認めることによって、法人(=企業)の「搾取」を容認する私的所有となつた。これまで社会主义時代のイデオロギーや、平等主義的な国民感情に引きずられた中途半端な「集団所有」概念を迂回することによって認めていたコルホーッ等の(法人)所有を廃して、共同所有概念に純化している。第二に、九一年土地法典に存在した、特定目的についてのみ土地所有を認めるという考えは、文言上はなくなつた。しかし農民経営については、合有のみに制限されているから、市民の所有についても、この制限が潜在しているかもしれない。第三に、利用の適否による土地の利用権に対する、ひいては所有権に対する重大な制限は、九一年土地法典の基本的な考え方を引き継いでいる(直前の記述を参照)。第四に、処分権に対する制限は、明記されていないが、農民経営については、条文の脈絡から見て制限されるものと思われる。

このような制限された土地の私的所有権であるが、これに強く反発する階層が存在する。このことについては、「むすびにかえて」で述べるが、この反発の法的な表現が新土地法典案であつて、これに対するロシアの法学者の見解を次に検討することにする。

- (1) 第一七節の構成の概略を見ると次のようになつてゐる。第二六〇条～第二六四条、土地所有権にかかる通則的規定／第二六五条～第二七〇条、相続できる終身占有権および永久利用権／第二七一条～第二七三条、建物等所有者の土地利用権に関する規定／第二七四条～第二七七条、地役権等に関する規定／第二七八条、強制執行／第二七九条～第二八七条、土地の収用等に関する規定
- (2) エム・イ・ブラギンスキイ編著『企業者のためのロシア連邦民法典第一部コンメンタール』(九五年、モスクワ)二三〇頁。第一七節をのぞく第二編「所有権その他の物権」の執筆を担当しているのは(二三九～二七一页)、イエ・ア・スハーノフ(モスクワ大学法学部長、民法講座主任、法学博士、教授)である。なお、このコンメンタールには、第一七節の注釈は、記載されていない。
- (3) 同前、二四九頁。すなわち、民法典第二三九条は、不動産が付着している土地の収用に伴う不動産の収用について定めている。同条第一項は、不動産の収用およびそれに対する補償を民法典の第二七九条ないし第一八二条および第一八四条ないし第一八六条に定める規定によつて行うこととしている。スハーノフは、「残念ながらこれらの規定は、まだ施行されていない民法典第一七節の中にある」ので、「これらの欠如のために、民法典第二三九条の一般的規定、現行の土地法令および天然資源法令に従わざるをえない」としている。
- (4) 九一年土地法典第五八条第三項は、「農民経営を行うために土地を受け取る資格を有するものは、一八歳に達し、農業における労働経験および必要な技能資格または特別養成訓練を終了した市民」としている。
- (5) 稲子恒夫『政治法律ロシア語辞典』(九一年)では、(農民の)世帯、農家と訳されている。「ドボールの特殊性を強調する目的」で

- 〔農戸〕と訳す人もいる（直川誠蔵、松井憲明）。ここでは、いずれの訳も原語の雰囲気が出ないので、「ドボール」とした。
- (6) 保田孝一『ロシア革命とミール共同体』（七一年、御茶の水書房）三三五頁に一二年法典の訳がある。
- (7) イエ・スハーノフ「新しいロシア民法典」「適法性」九五年第三号、二頁。

3 土地法制をめぐるロシア連邦法学者の見解と対立

ロシア連邦における土地所有権法は、民法典第一部の制定によつても確定したとは言ひ難い状態であることは、その第一七節「土地に対する所有権その他の物権」が土地法典の制定まで施行が延期されたことを見ても明らかである。既述のように新民法典と新土地法典は、ほぼ同じ時期に、土地法典の方が若干リードして、平行して準備されてきた。⁽¹⁾ところが民法典は、九五年一月一日から施行されたが、土地法典は、まだ成立していないのである。

新土地法典がなかなか成立しない背景には、「土地法をめぐって鋭い対立がある」として、篠田優は、土地法をめぐる対立を「理念型的」に四つの立場に分けて分析している。⁽²⁾篠田は、この四つの立場を「急進民法派」または「土地法否定派」もしくは「土地私有礼賛派」、穏健民法派、穏健土地法派、急進土地法派（または「土地私有否定派」）と名付け、それぞれの主張の概要と相互の対抗関係を分析している。この場合、各派の主張については、学者の論文を引用しているが、上記の分類は、必ずしもロシア連邦の法学者の主張の内容を分類したものではないといえよう。むしろ記述の内容から判断するなら、議会を舞台とする政治過程における派閥の対抗関係を示しているといえよう。従つて、新民法典と新土地法典をめぐる政治過程における対抗関係をパノラマ的に示し、土地法典の成立が難航している背景をきわめてわかりやすく教えてくれるユニークな記述である。ただ学者の主張については、単純に上記のように分類でき

ないと考へる。篠田の論文において、穏健土地法派に属する論者として、国家と法研究所に属しているクレースノフの発言をあげているが、彼は、土地私有を肯定しているとはいはず、むしろその反対であろう。それにロシアの法学者の場合、沈黙している部分に意味があることが多い。ここでは、九五年七月一四日に議会の第一読会で採択された土地法典案に対する法学者たちの見解を検討してみよう。

① ロシア連邦土地法典案に対する法学者の諸見解

『國家と法』誌の九五年一一月号は、「ロシア連邦土地法典案への論評」と題する特集を組み、次のように三本の論文を載せている。⁽³⁾

第一論文・ア・カ・ゴリチエンコフ、イ・ア・イコニツカヤ、オ・エム・コーデリーの共著(以下「第一論文」という。)

第二論文・ゲ・イエ・ヴィストロフ、ヴェ・ア・キコーテイ、エヌ・ア・シロードエフの共著(以下「第二論文」という。)

第三論文・エヌ・イ・クラースノフ著(以下「第三論文」という。)

結論的に言うと、第一論文と第二論文は、土地法典案に反対し、第三論文は、土地法典案に賛成している。

第一論文は、法案が憲法に反し、民法典に合致しないことに深い失望の念を表明し、法案では、土地関係が公法的側面と私法的側面とをあわせもつてているという事実を無視して、行政的命令的方法を絶対化し、禁止規範の方向に逸脱し、土地の権利関係の主体の活動に対する国家(つまり、官僚)の介入の可能性の根拠なき拡大をはかつてているこ

とを非難している。また同論文は、法案のテキストには、法の一般理論にも、土地法にも、また民事法にも知られていない専門用語や構成が多く含まれていると指摘した上で、次の点で憲法に違反していると言明している。

(1) 個人の法的地位の原則

(2) 土地に対する所有関係の原則

(3) ロシア連邦および連邦構成主体の権限の範囲および対象の境界画定

(4) 国家権力の立法、執行および司法への分割ならびにそれらの独立性

(5) 当該地域に住む人民の生活と活動の基礎としてのロシア連邦における土地の法的制度を定める扱い所となる規定

(6) その他の憲法的原則

第一論文は、上記の項目に沿って、土地法典案がいかに憲法および民法典第一部に反しているか、広範な批判を提起している。ここでは紙幅の関係もあり、本稿の課題に関係の深い(1)と(2)を中心としてふれておきたい。

憲法第一八条は、法律の意味、内容および適用について、人と市民の権利を前提としなければならないと定めているが^{§(4)}、土地法典案は、これとは反対に、法律の力をかりて憲法が定めたこれらの権利の範囲をなんとしてでも減じようとしているかのようであるとし、法案(第三条第四項)が、土地に対する私的所有その他の権利の承認、不承認に関する問題の解決を事実上連邦構成主体の判断にまかせていることを憲法第三六条、第一七条および第六四条違反として非難している。このところの脈絡は、いささかわかりにくいが、次のような論理になる。

憲法第二章「人と市民の権利および自由」の中にある第三六条は、市民およびその団体が土地を私的に所有することを認めており、また同じ章の第一七条は、ロシア連邦の全土において、土地に対する私的所有権を例外なく認め、

保障している。そして第二章末尾の第六四条は、「この章の規定は、ロシア連邦における個人の法的地位の原則をなし、この憲法に定める手続によることなく変更することはできない」となっている。このような憲法規定によって、土地の私的所有を連邦構成主体がそれぞれ承認するか、しないかを定めることは、憲法違反であるというのである。

第一論文はまた、憲法第三七条の精神および文言に反するものとして法案第一〇五条をあげている。同条は、農民

経営を行う市民に二〇年を超える期間、個人労働によつて農民経営に従事すべき義務を課しているという。憲法第三七条第二項は、強制労働を禁止している。さらにこの法案の施行法案第一四条が、「集団共有」および「集団合有」を誤つて規定し、持分に対する所有権を市民から強制的に奪い、憲法第三五条の、私的所有権が法律によつて保護され、何人も裁判所の決定によらずに財産を奪われることがないという規定に反していることを述べている。

第一論文は、(2)の土地に対する所有関係の原則に関する、ロシア連邦において、私有、国有、公有その他の所有形態は、平等に承認され、保護されるとする憲法第八条第二項を引用し、土地法典案が占有という用語を多用して、所有概念を隠蔽し、所有形態を「経営の組織法的形態」と言い換え、国家的規制の承認に結びつけていると非難している。このほか再組織された農業団体の土地に対する私的所有権を、抵当や売却の禁止によつて、厳しく制限し、所有権の法的内容を骨抜きにして、憲法第三六条に反しているとしている。

このほか第一論文は、連邦と連邦構成主体との権限の境界の区分の問題、農業目的の土地優先の原則の急激な拡大の問題、用語の混乱の問題などにふれている。これらの中で注意すべきことは、農民経営の主体に関して土地法典案が、民法典第二五七条に反して、その成員ではなく、全体としての経営を主体として認め、しかも民法典第二三条に反して法人として認めている(法案第一〇四条と指摘していることである。これについては、土地法典案の規定の方が、九〇年末の土地改革法および農民(農場)経営法、したがつて九一年土地法典に近い規定であり、これらの三つの

法律では、農民経営を法人とみなし、農民経営の土地は、この経営の長の所有とされていた。民法典が、農民経営を個人企業者に変え、土地を含めた財産を成員の合有にすることを定めたことは、すでに述べた。

第一論文が憲法違反の(3)の問題としてあげている「ロシア連邦および連邦構成主体の権限の範囲および対象の境界画定」については、三つの論文にかかわるので、後にふれる。

さて第二論文は、その冒頭で九一年土地法典を「土地所有の多様な形態と土地市場の民主的な原則にもとづく新しい土地制度の形成に関して、小心な第一歩をした」と評し、問題の土地法典案が、九一年土地法典および現存の農業法令と比べてなんらの前進も示していないばかりか、ラジカルな土地改革の実行および農業の新しい社会経済的構造の形成のための条件を創出した憲法規定に直接反していることを指摘している。また法案が、「憲法に定められた土地に対する私的所有の基礎を掘り返し、土地の所有者の権利およびその経済的流通の自由に、追加の制限を導入」することによって、巨大農場システムを復活させ、農民の経営の自由を制限し、その集団化を固定しようとしていると非難している。

第二論文が所有の問題についてまず指摘していることは、多様な所有の主体別の記述の順位が、逆になつていると言つことである。つまり、憲法第九条第二項および民法典第二一九条(第二二一条第一項の誤り)⁽⁵⁾では、私的所有が第一位におかれ、国有および公有がそれにつづいているが、法案の第一〇章および第一一章では、第一位が土地に対する国家的所有であり、これに地方自治体の所有がつづき、最後に市民および法人の「土地権制度」(この表現には意味があるようである。つまり第二論文は、土地法典案が土地の私的所有の概念を回避しようとしていることを示唆している=筆者)がおかれている。このことによつて土地に対する私的所有の意義を無視しているばかりでなく、私的所有および公有に対する国家的所有の優越を認めた従前の観念が法案に確定されていると批判する。法案は、土地の

私的所有に対する否定的な態度を保持しており、その第三条第四項によつて、ロシア連邦連邦構成主体に「自分の領土内における土地占有の法的形態を自主的に決定する権限を付与しているとして、憲法第六十四条を引用して、第一論文とほぼ同一の批判を開いている。

法典案は、免許を受けての利用(第一四条)、土地の利用計画(第三三三条)、土地の地帯区分(第三四条)、土地の負担(第五五条)のメカニズムを通じて多くの禁止を導入しており、そして土地の所有権を消滅させるための、およそ二〇の事由を規定している(第一一五条、第一三六条その他)。その多くの場合は、所有権の消滅の規定の内容が没収的性格を帯びており、それによつて、憲法および民法典で確定されている所有権の内容が完全に骨抜きにされ、法的フィクションに変えられていると、第二論文は批判している。没収の思想のあらわれとして、第二論文は、法典案第一〇一条第三項の規定をあげている。そこでは、農業団体を脱退した従業員に、持分ではなく、金銭補償によつて返還することを規定している。しかもこの補償は、一〇年以上、経営で勤続した者のみが受け取ることができるとされてい

る。

第一論文も、第二論文も基本的に同じ論調で、土地法典案を批判しているが、批判の方法は、微妙に異なつておらず、解決の要求も異なつてゐる。第一論文は、第一読会に提出するまでに、次の条件を必ず守つて、根本的に修正することを要求している。その条件とは、「憲法に反している規定のテキストからの削除、法案と民法典第一七節との間の一致の確保、一般に知られた専門用語、法規範および制度を特定の政治的立場に迎合するためには変更しようとする目的を秘めて行われるすべての構成(たとえば前述の「土地権制度」などの用語の導入)筆者または法案作成者の法学的素養の欠如の結果であるすべての構成の法案からの除去、ロシアにおける土地法典作成の場合にこれまで確立している伝統を考慮した法案の構造への変更」である。他方、第二論文は、根本的なペレストロイカを行つた上で、第

一読会に戻すべきだとしている。いざが土地法典案に厳しい態度をとっているのかについて、にわかに判断しがたい。形式的には、第二論文の方が厳しいが、第一論文の内容の方がより法学的に均整がとれており、指摘が具体的であるだけに実質的に厳しいと考えられる。

第三論文は、議会が第一読会で土地法典案を採択したことを、議会が法案を全体として「最終仕上げを要する案として承認」したことを意味するとしている。クラスノフは、土地法典案にはまだ多くの問題が残されているとしながら、これに基本的に賛成する立場を示している。従って、憲法なり、民法典なりの条文をあげて、批判するということはない。しかし上記二つの論文が指摘するように、法学的に余りにも問題の多い用語が使われていることから、第三論文も法案に用いられている一般的概念は綿密な検討を要するとして、「編集上または部分的整理」の必要を例示している。しかし例示されているのは、常識的に明らかにおかしい例であつて、より基本的な用語法、たとえば、所有概念をさけて、占有概念に置き換えるなどの手法について全くふれていないのは、第三論文の立場からいって当然であろう。

第三論文は、民法典をきわめて限定して引用しているが、その数少ない例の一つとして、民法典第二三五条を引用していることに注意したい。同条は、所有権消滅の事由を列挙しており、その中で市民および法人の所有財産を国家所有権へ帰属変更（国有化）を行う場合に、損失補償を行うことを規定している（同条第二項後段）。しかるに土地法典案第一二三条は、市民および法人の土地に対する権利の消滅事由を定めながら、この国有化の場合を定めていないとすることをクラスノフは指摘している。この指摘にどんな意味があるのかわかりにくいかが、他の論文が土地法典案について、多くの権利消滅事由を規定することによって、土地に対する私的所有を窒息させていると、厳しく指摘していることと全くかみ合っていない。しかもこの程度のことを指摘した上で、「要するに、法案のテキストは、なお

綿密な検討を要する」と言つてゐる。

第三論文が解決を要する原則的な問題の一つとして強調しているのは、「民法と土地法との間の相互関係」を定めることである。ここでクラースノフは、「他の法律に含まれる民事法上の権利についての規定は、本法に適合しなければならない」とする民法典第三条を引用(民法典の引用はこれでおわり)し、これによつて従来認められていた土地法令の優先が廃止され、「反目が入力された」とする。クラースノフは、民事法と土地法の土地財産関係の法的規制に対する異なるアプローチ、土地のもつ特殊な性格について述べた上で、憲法は、民事法の対象であるあらゆる種類の財産から、ただ土地その他の天然資源を権利の特殊な対象であり、特別の法的規制を要する特殊な種類の財産としてくに区分している(条文を引用していない)と言つてゐる。従つて土地法令は、このような特別の規制の形態であるのだから、「土地法令が民法典に合致する必要は全くない」と断言する。

ここで数少ない憲法の条項の引用(二箇条である)がある。土地関係を民事法令の優先する分野に帰属させることは、土地法令をロシア連邦と連邦構成主体の共同管轄としている憲法第七一条第一項第一〇号に反するとする。というのは、憲法第七一条第一四号が民事法令をロシア連邦の管轄に帰している以上、土地関係を民事法の分野(民法典第一七節)に移行させれば、自動的にロシア連邦の専属的管轄によつて、土地関係の法的規制が行われることになる。従つて、土地関係の民事法の分野への移行は、「反憲法的」であるというのである。論旨としては、かなり強引であるようと思われる。この憲法第七一条と第七二条の問題は第一論文も第二論文もふれてゐるが、どちらかといえば第七一条にウエイトをかけており、それも簡単にふれてゐるだけである。

第三論文の結論部分を紹介しよう。「要するに土地法典は、九一年土地法典から遠く離れた。そこでは、以前よりはるかに広範な範囲の問題を解決している(土地利用計画、特色のある土地流通、農業用地流通の特殊性、土地利用

計画および土地地帯区分、許可された土地利用その他）。問題のすべてではないが、（とくに新しい問題は）十分に解明され、お互いに調整されている」と、土地法典案を支持し、若干の手直しを提案している。

三つの論文を比べてわかる明らかな相違は、基本的に一つある。第一論文と第二論文は、自論の論拠として、憲法および民法典の条文を多く引用（とくに第一論文）しており、第三論文にはそれがほとんどない。これが一つである。二つ目は、第三論文は、九一年土地法典を解体し、民法典への道を開いた一連の大統領令をおそらく反憲法的という意味を込めて「大統領令法」（ウカーズニー・プラバ）とよび、とくに九三・一二・二四大統領令を厳しく批判しているが、第一論文、第一論文には、このような批判は全くない。大幅な土地私有の自由を認める民法典第一部を支持する立場からは、この大統領令に対する批判は全くないか、ほとんどない。新土地法典案のめざす土地私有の大幅な制限を支持する立場からは、上記の大統領令に対する厳しい批判がなされている。

② 土地法令と民事法令の相互関係論についての若干の補足

この相互関係論は、土地関係の規制を民事法令と土地法令のいずれがどのように分担するかの問題であつたはずである。ところが、ロシアには、民法典と名付けられるものはあつたにしても、もともと私有財産が認められていかつた時代のものであった。つまり市民の財産関係を調整すべき一般的規範がない状況の中で、先に土地法令が形成されていった。そして民法典は、露払いとしての「大統領令法」による土地法令の破壊によつてつくられた「規範的空間」に、後から登場した。こうした事情が民法典における土地物権法の性格を規定したと見ることができる。既述したように、民法典には、スハーノフのいう「賢明な妥協」の產物としての性格が色濃く存在している。

しかし土地の私有を認めないか、極度に制限する立場からは、土地が財産一般として、物権法の対象であることは、きわめて不都合である。相互関係論は、民法典の制定以後、土地関係の規制は連邦の専属的管轄(憲法第七一条第一四号は、民事に関する立法を連邦の専属管轄としている)か、連邦と連邦構成主体の共同管轄(憲法第七二条第一項第一〇号は、土地に関する立法を共同管轄としている)かの議論の形をとっている。上記の三つの論文の内容もそれを示しており、とくにクラースノフは、土地関係の規制を民法典の対象とすることに反対している。このことはすなわち、土地関係の規制を連邦の専属的管轄におくことになり、そうなれば「土地関係の破壊がすすむ」と第三論文で断言している。

この中には、中立的な立場をとっていると思われるクラースノフは、九四年五月の論文で、「土地とその定着物」を不動産とする九三年一〇月二七日付ロシア連邦大統領令「ロシアにおける土地関係の規制および農業改革の発展について」の第一条を引用して、民事法と土地法との関連について肯定的にふれ、「民事上の取引に組み込まれた不動産としての土地についての関係の規制に対して民事法令の効力の範囲を拡大することは、まったく正当である」とした上で、両者の相互関係を明確に定める必要を述べている。

つづけてクラースノフは、「民事法令は、不動産の法的制度の一般原則、この部門における取引規制の一般原則を反映しなければならないが、土地法令は、それを具体化し、発展させる。土地は、独特的の自然的および経済的特性をそなえた特別の自然対象である。民事法令は、この特殊性を考慮していない。したがって不動産の概念の要素としての土地に関する関係は、上記の二つの法令部門によって規制され、またそれは、法的規制の対象の特殊性の故に、土地法の分野から除外することができない」と述べた後、「不動産としての土地の法的制度にかかるすべての複合化した問題の規制は、民事法令も、土地法令も個々には力量不足であることを認識すべきだ」とも述べている。⁽⁸⁾

つまり、クラーソフは、土地所有関係の規制のすべてをいすれかの分野の法令に担当させるべきだとも、またいづれかを優先させるべきだとも考えていない。

そしてロシアには、土地に対する私的所有権を実現する文明的、現代法的メカニズムを創出するためのすべての前提条件が存在しているとしている。それは何かとすると、国家が「土地私有化過程を規制」し、そのことによつて「所有者が自己の権利を実現するための社会的に妥当な限界を決定する」、そのような梃子をもつてゐるという。そのような梃子のための法的基礎は、「土地その他の天然資源は、ロシア連邦において当該地域に居住する諸民族の生活および活動の基礎としてこれを利用し、保護する」とうたつてある憲法第九条であるとしている。⁽⁹⁾

クラーソフが土地に対する「自由な」私的所有について、必ずしも賛成していないことは、論文の記述から明らかである。しかし、上記の発言の含意は、土地に対する私的所有を認めるにしても、國家の手に広範に残つてゐる国有の土地を梃子にして、「社会的に妥当な限界」を有する土地の私的所有を実現すべきだということにあるのではないか。したがつて、憲法第九条の土地は「当該地域に居住する諸民族の活動の基礎」であるという文言を引用することによつて、この思想が、社会主义を経験してきた国における土地の私有化に正しく生かされることを期待したのであろう。

エヌ・イ・クラースノフ「ロシア連邦土地法典案への論評」『国家と法』九五年一月号、九九頁。

篠田優「ロシア土地法制の（真空）」民法学と比較法学の諸相Ⅰ（信山社、九六年）三四二頁。

「ロシア連邦土地法典案への論評」『国家と法』九五年一月号。

本稿でとりあげるロシア連邦憲法（九三年一二月二二日制定）は、竹森正孝訳「ロシア連邦憲法」「ロシア研究」別冊2、九四年七月による。

民法典第二二九条は、新設の不動産に対する所有権の発生事由に関するもので、論文の記述にあわない。第二二二条第一項は、

「ロシア連邦においては、私的所有、国有、公有その他の所有形態を認める」となつてゐる。

(6)

(7)

この言葉は、ユーリー・カルムイコーフ(国会議員)「反目的法典・土地問題は、政治と法の間を二分してゐる」『ロシア新聞』九年五月五日号からとつたものであろう。

エヌ・イ・クラースノフ「市場経済の過渡期における土地法と民事法との相互関係」『国家と法』九四年七月号、五六頁。

オ・イ・クラーソフ「土地の私的所有についての法令発展の展望」『国家と法』九四年五月号、六三頁～六四頁。

(9) 同前、六二頁。

(10) 同前、六三頁。

むすびにかえて

ロシアにおける土地の私的所有権は、形成過程にあるが、ついには土地の私的所有権が成立しない場合もないとはいえないほど混沌としている。この混沌の中で、少なくとも三つの層の利害が錯綜しているように見える。その第一は、九一年土地法典で作り出された小さな土地所有者層である。それは、農民経営のために農業用地を取得した農民層や住宅、別荘、個人副業経営、畜産、家庭用の果樹園および菜園などのために土地を取得した市民層である。第二は、第一の層のために土地を削られる集団農場(正確にはその管理者層とこれに追随する従業員たち)で、これらの集団農場は、九一年土地法典によつて従業員の土地持分を認めなければならず、そのことによつて弱体化している管理体制の強化を望んでいる。第三は、ロシアの資本主義化、土地の完全な私有化を望む新興ブルジョワ層である。

この場合、農業以外の国有企業がどれにはいるかが問題である。超巨大企業をのぞく国有企業は、状況如何によつて第二にも第三にも入るであろう。エネルギー産業や重工業などの超巨大国有企业の場合は、省庁に代表される国家

そのものであるから、上記のいすれにもかかわりはないであろう。強いていうならば、その立地している国有地が連邦管轄になるか、構成主体の管轄になるかということには強い利害関係を感じるであろう。

民法典第一部の成立は、ロシアでの土地の私的所有権の形成過程における一つの到達点である。これにもつとも利益を感じるのは、上記の第三の層であろう。これらの層にとつては、第一七節の保留もたいして痛痒を感じないことが思われる。彼らは、土地に対するリース権しか認められていない段階においてすら、リース権の売買の形を通して土地の事実上の売買を行っていた。民法典第一部の成立によつて、公然と土地に対する所有権、その売買の自由が法認され、第一七節の保留も事実上なんらの障害にもならないとすれば、新興ブルジョワの行動の自由は、一層拡大するであろう。

第一の層、つまり小所有の市民層は、どうであろうか。これらの市民は、常に国家化されていた団体（コルホーツ、ソホーツ、国有工業企業、地域組織など）を通じて土地を受け取り、個人的に利用していた。コルホーツ農民の宅地付属地、果樹園組合の果樹園その他さまざまな形で、個人的利用が行われ、時には、農業生産の上で、かなりの貢献をしていたことが知られている。つまり土地の個人的利用が一定の力を持つてゐることは、社会主義時代にも知られていたのである。しかしそれぞれの団体を統轄しているのは、官僚であつて、末端から頂点までピラミッド状に構築された官僚組織の恣意によつて、またその頂点の恣意によつて、宅地付属地の生産が奨励されたり、或いは妨害されたりしたことは、旧ソ連の歴史が示しているとおりである。土地に対する私的所有権が法的に確立して、官僚の恣意が排除されることとは、第一の層にとつても大きな利益となるはずである。しかし、前に見てきたように民法典第一七節における土地法令的な規制は、主として農民、一般市民に向けられている。民法典第一部の成立によつても、官僚の恣意的な干渉は残るのである。

第二の層、とくに集団農場の管理者層にとつて、民法典第一部の成立は、許し難いことである。その第一七節が土地法令的要素を先取りすることによつて、予定されている新土地法典の内容を制約する可能性をもつてゐることは、すでに述べた。大規模なコルホーツやソホーツは、土地の永久利用権にもとづいて数村にまたがる地域に立地していった。このような集団農場の従業員は、それ自身完結した生活体系の中に暮らしていた。保育園もあれば、学校もあり、診療所や映画館など、都会にはおよばないにしても、ここでは都会化をめざした施設の拡充の努力がなされていたといえよう。こうしたことは、若い労働力の農村離れを防ぐためのやむを得ない選択であつたといえる。しかし、改革の進行に伴つて、土地、従業員住宅、加工施設等々の私有化、保育園など公共的施設の自治体への移管など、大集団農場は、土地についても、施設についても次第に蚕食されていく状況にあつたといえよう。集団農場の管理者層にとって土地の私的所有権や従業員の土地持分制度は、集団農場の經營基盤や管理基盤を揺るがす、我慢ならない制度なのである。この第二の層が、土地の私的所有権の大幅な制限をめざす新土地法典案の中心的な支持者であるといえよう。

民法典の成立は、このように国民の異なつた階層に、それぞれ異なる影響を与えてゐる。しかし、土地が私的所有の対象になるということは、そのことによるマイナス面も大きいが、プラス面も大きい。社会主義時代に国家化された企業や団体から、国民が土地を受け取るということは、常に官僚の恣意にさらされるということである。土地を受け取るために、またよりよき土地を受け取るためには、ヤミの中での賄賂やコネが必要であつたはずである。同じ状況は、土地の私有化の段階でも存在した。民法典の成立は、こうしたマイナス面を次第に縮小する可能性をもつてゐる。他方、最終的に下院において必要な票数を獲得できず、成立しなかつた新土地法典案の内容は、第一論文、第二論文から判断する限り、用語法を操作し、法学的な常識に反する構成を使って、土地の私的所有権を骨抜きにし、

集団農場などの利益を擁護しているように思われる。再び、官僚の恣意を許す時代へ逆行する可能性も、ないとはいえないものである。

このような時に、つまり大統領選挙前の九六年三月七日に、大統領令「土地に対する市民の憲法的権利の実現について」が公布された。この大統領令は、個人副業経営、集団果樹園、住居または別荘建設のために、九一年一月一日までに相続できる終身占有によって受け取った土地が完全に保護されることを定め、連邦政府に、市民がこの土地を無償で所有として受け取れる法律を一月以内に議会に提出することや、農業団体の成員その他の市民の土地持分に対する権利をさまざまな手段で保護することなどを命じている。こうした中味から見て、上記の第一の層の一一定部分と第二の層のうち土地持分をもつていてる集団農場の従業員層（退職したものを含む）の利益を計つていると考えられる。明らかに選挙対策である。しかし、たとえ選挙対策であつても、この大統領令によって一定の住民層、つまり数千万の家族の利益が実現している以上、今後採択される予定の土地法典がこのことを無視することは困難であろう。

(1) イ・カモフ（土地資源および土地整理に関するロシア連邦委員会議長）「ロシア的土地利用システム」「農工複合」九六年五月号、二二三頁。